

「令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業」及び 「定額減税調整給付金給付事業」について

これら2つの給付事業は、国のデフレ脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、実施が決定されたもので、本市でも8月から実施いたします。

令和6年度新規非課税世帯等支援給付金給付事業

＜給付対象世帯＞

令和6年6月3日（基準日）において、本市の住民基本台帳に記録されている世帯のうち

- 1 令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯
- 2 令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

対象外となる世帯

- ・本市又は他市町村において、令和5年度低所得世帯支援給付金（非課税世帯給付金（7万円）、均等割のみ課税世帯給付金（10万円））の支給対象となった世帯
- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・上記の場合以外にも対象外となる場合があります。

＜支給額＞

1 世帯当たり 10 万円

こども加算分：18歳以下のこども1人当たり5万円

「18歳以下のこども」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童）をいいます。基準日以降、申請期限までに生まれた新生児を含みます。

定額減税調整給付金給付事業

＜給付対象者＞

本年6月に開始した所得税、住民税をあわせた1人4万円の定額減税の対象となる方のうち、令和6年分の推計所得税と令和6年度分の個人住民税所得割から定額減税しきれないと見込まれる方

＜支給額＞

差額分を1万円単位に切り上げて給付

給付等のスケジュール

令和6年8月中旬から対象となる世帯及び対象となる方へ順次給付金受給に関する確認書を送付する予定です。振込口座の情報を記入するなどして返送いただいたのち、8月下旬に第1回の給付を開始、以降週1回程度の給付を予定しています。

申請期限は令和6年10月31日です。

事業の周知

広報おたる8月号や市ホームページで周知いたします。

コールセンター：令和6年8月1日（予定）からコールセンターを開設して問い合わせに対応いたします。

電話番号、受付時間等は決まり次第、市ホームページ等で周知いたします。